



## ★ 特定支出控除の改正

H25

いつも お'世言舌 になっております。

確定申告シーズンも系冬わり、今度は新年度の準備でバツク季節ですね... (^^;)

さて、また来年の確定申告に向けて 資米斗を揃えていく必要がありますが、H25年分 所得税より < 特定支出控除 > の範囲の拡大などが行われています。

### ★ 特定支出控除とは ..

下に示す "特定支出" の額の合計額が 給与所得控除額の  $\frac{1}{2}$  を超える場合、その超える部分について 確定申告により 所得控除を受けられます。

これまでの対象	H25年追加分
○ 通勤費 .. 通勤に必要な交通費	○ 資格取得費 .. 弁護士・公認会計士・ 税理士などの資格も追加。
○ 転居費 .. 転任に伴う転居費	○ 勤務必要経費 (65万以内) .. 職務に関連する図書費、勤務場所において着用が必要と認められる衣服購入費、 会社の得意先などの接待費など
○ 研修費 .. 職務遂行に直接必要な知識習得のための研修費用	
○ 資格取得費 .. 職務に直接必要な資格取得の費用 (一部除く)	
○ 単身旅費 .. 単身赴任中の里帰り費用	

### ★ 控除を受けるためには ..

会社の証明書を添付したうえで 確定申告する必要があります。

その際、領収書等が必要になりますので 保存しておいて下さい。

( \* 詳しくは 税理士の先生にお尋ねください。 )

節税は日々の節約より 効果的なこともありますよ。ピ'節税